

## 綾瀬市農地台帳点検等実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市農業委員会（以下「委員会」という。）が整備する農地台帳の適時適切な情報の更新を図るため、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）に定めるもののほか、その記録内容の点検、補正（以下「点検等」という。）記録内容の公表等（以下「公表等」という。）に関する事項を定め、もって委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

### (点検等の対象となる事項)

第2条 農地台帳の点検等は、「農地台帳の整備項目及び台帳システムの改修について」（平成26年7月2日付け26会議所発346号全国農業会議所会長通知）1の（1）及び（2）に示された記録事項について、委員会の区域内において該当する全ての農地を対象に実施するものとする。

### (定期的な点検等)

第3条 委員会は、毎年、11月から翌年2月までの間に農地台帳の点検等を実施するものとする。

2 前項の点検等は、全農家を対象として農地台帳の筆別情報及び世帯情報を記した調査表の配布及び回収を行うことで実施する。

3 農地台帳の記録事項のうち、情報を把握することができないものについては、別途、調査を実施するものとする。

4 農地台帳の記録のうち、法に基づく農地の利用状況調査、利用意向調査及び遊休農地の措置の状況については、農地の利用状況調査及び利用意向調査の実施後に把握した情報に基づき整理するものとする。

### (随時補正の実施)

第4条 前条による点検等のほか、委員会の日常的な事務処理や農業委員の活動等を通じ、農地台帳の記録事項を補正する必要がある場合には、その都度、速やかに整理するものとする。

### (点検等の実施管理)

第5条 農地台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者

に委員会事務局長を充てる。

(農地台帳等の公表等)

第6条 農地台帳及び農地に関する地図(以下「農地台帳等」という。)の公表等は、法第52条の3に基づき、インターネットによる公表、委員会による窓口公表等により実施する。

(インターネットによる公表)

第7条 農地台帳等のインターネットによる公表は、全国農業会議所の農地情報公開システムにおいて実施する。

2 委員会は、全国農業会議所が定めた時期に農地台帳等のインターネットで公表する記録事項を指定のデータ形式等で全国農業会議所に提供する。

(窓口での公表等)

第8条 農地台帳の窓口での公表等は、これらの情報の閲覧又は提供を希望する者(以下「請求者」という。)からの請求に基づき、農地台帳に記録されている事項の一部を記載した閲覧用農地台帳(別記第1号)の閲覧及び農地台帳記録事項要約書(別記第2号)を交付することにより実施する。

(請求及び閲覧の方法)

第9条 請求者は、農地台帳の情報の閲覧又は提供を請求するときは、農地台帳閲覧・記録事項要約書交付請求書(別記第3号)を委員会に提出するものとする。

2 農地台帳の閲覧は、委員会職員の前でさせるものとする。

(手数料の徴収)

第10条 農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書を交付する際は、請求者から手数料を徴収するものとする。

2 前項の手数料の額は、綾瀬市手数料条例(昭和29年綾瀬町条例第13号)に基づき徴収するものとする。

(農地台帳記録事項の提供)

第11条 農地法施行規則第103条第1項に基づき、農地中間管理機構(以下「機構」という。)に対して、その求めに応じて、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 農地法施行規則第103条第2項に基づき、土地改良区に対して、その求めに応じて、農地台帳の記録事項のうち、法第52条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項並びに農地法施行規則第101条第1号、第2号及び第7号に掲げる事

項に該当するものを提供するものとする。

3 前2項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付することができるものとする。

4 機構及び土地改良区への情報提供の方法等については、機構及び土地改良区と協議して定めるものとする。

(市長への農地台帳記録事項の提供)

第12条 農地法施行規則第103条の2第1項に基づき、市長に対して、同項に定める事項に該当するものを提供するものとする。

2 前項の規定により提供した事項に変更があった場合には、市長に対し、速やかに、当該変更後の事項を提供するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

別記第1号様式(第8条関係)

閲覧用農地台帳

年 月 日

綾瀬市農業委員会

所在・地番			
地目			
面積			
地域区分	農振法		
	都市計画法		
所有者	氏名・名称		
	農地に関する意向		
	共有者氏名・名称		
耕作者 (賃借者)	氏名・名称		
	整理番号		
	賃借権等権利設定の内容	権利の種類	
		存続期間	
農地中間管理	中間管理権		
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	
	利用意向調査	調査結果	
	措置の実施状況		

別記第2号様式(第8条関係)

農地台帳記録事項要約書

年 月 日

綾瀬市農業委員会

所在・地番			
地目			
面積			
地域区分	農振法		
	都市計画法		
所有者	農地に関する意向		
耕作者 (賃借者)	整理番号		
	賃借権等権利設定の内容	権利の種類	
		存続期間	
農地中間管理	中間管理権		
遊休農地関係	利用状況調査	調査結果	
	利用意向調査	調査結果	
	措置の実施状況		

別記第3号様式(第9条関係)

農地台帳 閲覧・記録事項要約書交付 請求書

窓口に来られた方 (請求人)	住所		
	ふりがな		
	氏名		
	連絡先		
	使用目的		
請求する農地の住所・地番		請求通数	
<p>該当項目にレ印を付けてください。</p> <p>農地台帳の閲覧</p> <p>記録事項要約書の交付</p>			
交付通数	交付枚数	手数料	受付・交付年月日